

滋賀労働局発表
令和7年11月21日（金）

【照会先】
滋賀労働局職業安定部 訓練課
課 長 近藤 健治
訓 練 主 任 阿部 光輝
電 話 077-526-8608

報道関係者 各位

「第1回 滋賀県地域職業能力開発促進協議会」を開催します （開催案内）

1. 日 時：令和7年12月3日（水）13：30～
2. 場 所：滋賀労働総合庁舎共用会議室（6階）
（住所 大津市打出浜14-15）
3. 議 題（予定）：
 - (1) 滋賀県地域職業能力開発促進協議会ワーキンググループの開催状況等について
 - (2) 令和6年度及び令和7年度職業訓練実施状況等について
 - (3) 令和8年度滋賀県職業訓練実施計画の策定に向けた方針(案)について
 - (4) その他

4. 傍聴等について

上記2に記載した場所にて、傍聴いただく形となります。

また、頭撮りについては、報道関係者など（1社又は1団体につき原則1名のみ）とさせていただきます。

なお、事前にお申込みいただいていない方につきましては、当日の傍聴、頭撮りをご遠慮いただきますので、予めご了承ください。

（1）申込方法

電子メールによりお申し込みください。

※ 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は、抽選により傍聴者を決定しますので、予めご了承ください。抽選の結果、傍聴できない方に対しては事前にご連絡差し上げます（傍聴可能な方には特段通知等いたしません）。

(2) 宛先

滋賀労働局 職業安定部訓練課 あて

E-mail アドレス : shiga-kunren@mhlw.go.jp

(3) 記載事項

[1] 「第1回滋賀県地域職業能力開発促進協議会傍聴希望」

[2] 傍聴希望者の

- ・「お名前（ふりがな）」
- ・連絡先の「住所」「電話番号」「メールアドレス」
- ・（差し支えなければ）「勤務先」、「所属団体」

[3] カメラ（頭撮り）の有無

(4) 申込締切

令和7年11月27日（木） 17時必着

5. 傍聴される方の留意事項

傍聴に当たっては、次の留意事項を遵守してください。これらを遵守できない場合は、退場していただくことがあります。

- ・ 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- ・ 携帯電話など音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ・ 写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などすることができます）。
- ・ 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- ・ 傍聴中、新聞又は書籍の類いを閲覧することはご遠慮ください。
- ・ 傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
- ・ その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

6. 資料

資料については、当日配布します。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

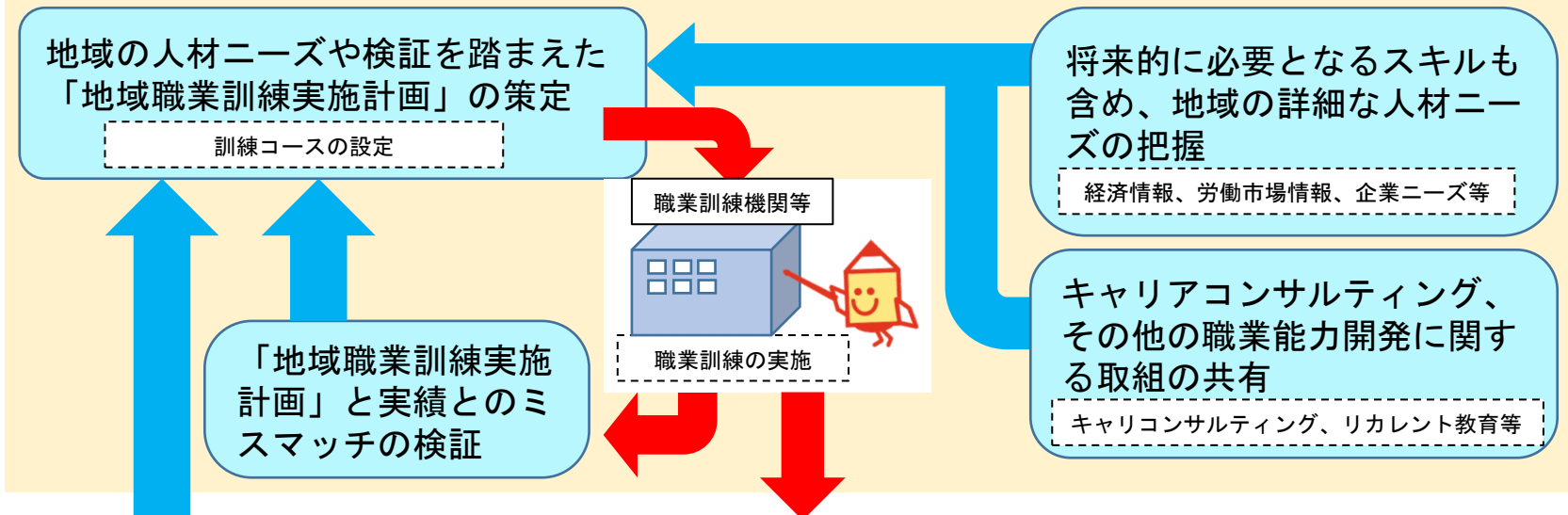
- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校・高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
⑧学識経験者
⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

・・・主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施



②訓練効果の把握・検証（協議会の下でワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

